



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *27 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *28 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 2
- *29 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 8

○ 教育委員会規則

- *14 和歌山県学校運営協議会規則の一部を改正する規則 9

○ 教育委員会告示

- 2 職員の駐在に関する告示 10

○ 訓令

- *6 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 10
- *7 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 15
- *8 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 20

規 則

和歌山県規則第27号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第49号) に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	ズック靴	1	12
	ゴム長靴	1	12

を

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第49号) に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	ズック靴	1	12
	ゴム長靴	1	12
	帽子	1	24

に改め、

同表19の項中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	作業靴	1	12

を

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24
	作業靴	1	12
	帽子	1	24

に改める。

別表第2の19の項を削り、同表20の項を同表19の項とし、同表21の項から53の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第28号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則（昭和35年和歌山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公園事業の執行の協議又は認可の申請) 第10条 略 2 略 3 条例第10条第5項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては第7号、第8号及び第11号に掲げる書類を、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあっては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第12号に掲げる書類を除く。 (1)～(8) 略 (9) <u>第8条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの</u> にあっては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類 (10)～(13) 略 (承継の協議又は承認の申請) 第14条 略 2 前項の法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継協議書（承認申請書）には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあっては、第10条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。 (1) 略 (2) 第10条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類	(公園事業の執行の協議又は認可の申請) 第10条 略 2 略 3 条例第10条第5項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあっては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。 (1)～(8) 略 (9)～(12) 略 (承継の協議又は承認の申請) 第14条 略 2 前項の法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継協議書（承認申請書）には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあっては、第10条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。 (1) 略 (2) 第10条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

- (3) 略
- 3 略
- 4 前項の相続による県立自然公園事業の承継申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 第10条第3項第1号、第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
- (2)・(3) 略

- (3) 略
- 3 略
- 4 前項の相続による県立自然公園事業の承継申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 第10条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (2)・(3) 略

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第10条関係)

県立自然公園事業執行協議書 (認可申請書)

和歌山県立自然公園条例第10条第2項 (第3項) の規定により、_____県立自然公園内において、_____事業を執行したいので協議 (申請) します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名) 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名))

公園施設の種類			
公園施設の位置			
公園施設の規模・構造			
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営 委託 (受託者 _____)	
	料金徴収	有 (標準的な額 _____) 無	
	供用期間	通年 季節 (供用期間 _____)	
	分譲型ホテル等	有 (種類・仕組み _____) 無	
公園施設の供用開始の予定年月日	年	月	日
工事施行の予定期間	年	月	日 着工
	年	月	日 完了
備考			

備考

1 添付書類 (協議にあっては、(1)、(2)、(6)から(10)まで及び(13)を除く。)

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1:1,000以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類 (設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)
- (9) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (10) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (11) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1:1,000以上の図面
- (12) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (13) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することが

きることを証する書類（当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく定期借地権が設定されること又は公園施設の大規模修繕や建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく区分所有者等と公園事業者の契約内容を明らかにした書類を含める。）

- (14) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- (15) 分譲型ホテル等（和歌山県立自然公園条例施行規則第8条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、次の書類
- ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- エ 次のいずれかの書類
- (ア) 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
- (イ) 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

2 注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (2) 「公園施設の位置」欄には市郡、町村、大字、小字及び地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあつては、起終点の位置を記載すること。
- (3) 「公園施設の規模・構造」欄については、次の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
- ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
- イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- (4) 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には、次の事項を記載すること。
- ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
- ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつては、その供用期間
- エ 分譲型ホテル等の該当の有無。分譲型ホテル等にあつては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
- イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
- ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第2号様式 (第12条関係)

県立自然公園事業の内容の変更の協議書 (認可申請書)

和歌山県立自然公園条例第10条第6項の規定により、_____県立自然公園_____事業の執行の協議をした (認可を受けた) 内容を変更したいので、次のとおり協議 (申請) します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名) 印
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名))

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号		年	月	日	第	号
変更の内容	事項	変更前		変更後		
	公園施設の種類					
	公園施設の位置					
	公園施設の規模・構造					
	公園施設の管理又は経営方法	経営方法				
料金徴収						
供用期間						
分譲型ホテル等						
変更しようとする年月日	年	月	日			
工事施行の予定期間	年	月	日	着工		
	年	月	日	完了		
変更を必要とする理由						
備考						

備考

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 別記第1号様式の添付書類(5)及び(II)から(IV)までに掲げる書類のうち、変更の内容に係るもの (協議にあつては、(III)を除く。)

2 注意

- (1) 「執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書 (認可指令書) 記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路 (車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「変更の内容」欄には、協議をした (認可を受けた) 事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- (4) 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、次の事項を記載すること。

- ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつては、その供用期間
 - エ 分譲型ホテル等の該当の有無。分譲型ホテル等にあつては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第24号様式中

行為地及びその付近の状況		を
土地の形状変更の原因となる行為		

行為地及びその付近の状況		に改める。
--------------	--	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第29号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式（2）中

② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他（ ）	を
--------------------	--------------------------------------	---

② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	に改める。
--------------------	---	-------

別記第8号様式総括表中

明治・大正 昭和・平成	年 月 日生（ ）歳	を
----------------	------------	---

明治・大正・昭和 平成・令和	年 月 日生（ ）歳	に、
-------------------	------------	----

2 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他（ ）	を
--------------------	-------------------------------------	---

2 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	に
--------------------	---	---

改め、同様式じん臓の機能障害の状況及び所見中「悪心、吐」を「悪心、嘔吐」に改め、同様式小腸の機能障害の状況及び所見中「赤 血 球 数 /mm」を「赤 血 球 数 /mm」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に作成された身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第2条第1項第1号に規定する医師の診断書及び同項第2号に規定する意見書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第14号

和歌山県学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

和歌山県学校運営協議会規則（平成29年和歌山県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5第1項の規定に基づき</u>、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。ただし、同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合にあつては、2以上の学校ごとに1の協議会を置くことができるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、<u>対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）</u>の校長の意見を聴くものとする。</p> <p>(基本的な方針に定める事項)</p> <p>第9条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(対象学校の運営に関する事項についての意見)</p> <p>第10条 協議会は、<u>法第47条の5第6項の規定により意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項)</p> <p>第11条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項についての意見)</p> <p>第12条 第10条の規定は、<u>法第47条の5第7項の規定により意見を述べようとするときについて</u>準用する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6第1項の規定に基づき</u>、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。ただし、同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合にあつては、2以上の学校ごとに1の協議会を置くことができるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、<u>対象学校（法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）</u>の校長の意見を聴くものとする。</p> <p>(基本的な方針に定める事項)</p> <p>第9条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(対象学校の運営に関する事項についての意見)</p> <p>第10条 協議会は、<u>法第47条の6第6項の規定により意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項)</p> <p>第11条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項についての意見)</p> <p>第12条 第10条の規定は、<u>法第47条の6第7項の規定により意見を述べようとするときについて</u>準用する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）第25条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

紀南教育事務所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
紀南教育事務所	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁駐在	新宮市 東牟婁郡	1 人権教育の推進に関する事務 2 生涯学習及び社会教育の振興に関する事務 3 学習指導及び進路指導に関する事務

訓 令

和歌山県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(完結文書の整理)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 公文書管理責任者は、整理した完結文書を次に定めるところにより、編さんするものとする。</p> <p>○ (1)～(4) 略</p> <p>(5) 編さんした文書には、背表紙（別記第18号様式）を付け、<u>完結年又は完結年度、保存期間、公文書分類番号、文書名その他の所定の事項を記載すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第15条、第57条関係）</p> <p>1 本庁</p> <table border="1"> <tr> <td>課名</td> <td>記号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報政策課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>総務企画課</td> <td>総企</td> </tr> </table>	課名	記号	略		情報政策課	略	総務企画課	総企	<p>(完結文書の整理)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 公文書管理責任者は、整理した完結文書を次に定めるところにより、編さんするものとする。</p> <p>○ (1)～(4) 略</p> <p>(5) 編さんした文書には、<u>表紙及び背表紙（別記第18号様式）を付け、完結年又は完結年度、保存期間、公文書分類番号、文書名その他の所定の事項を記載すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第15条、第57条関係）</p> <p>1 本庁</p> <table border="1"> <tr> <td>課名</td> <td>記号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報政策課</td> <td>略</td> </tr> </table>	課名	記号	略		情報政策課	略
課名	記号														
略															
情報政策課	略														
総務企画課	総企														
課名	記号														
略															
情報政策課	略														

事業推進課	事推
略	
長寿社会課	略
略	

2 振興局

振興局名	内部組織の名称		記号
	部名	課等の名称	
海草振興局	略	略	
	健康福祉部	総務福祉課	海健総
		保健課	海健保
		略	略
略	略		
那賀振興局	略	略	
	健康福祉部	総務福祉課	那健総
		保健課	那健保
		略	略
略	略		
伊都振興局	略	略	
	健康福祉部	総務福祉課	伊健総
		保健課	伊健保
		略	略
	略	略	
建設部	略		
	工務課	略	
有田振興局	略	略	
	健康福祉部	総務福祉課	有健総
		保健課	有健保
		略	略
略	略		
日高振興局	略	略	
	健康福祉	総務福祉課	日健総

略	
長寿社会課	略
ねんりんピック推進課	ね推
略	

2 振興局

振興局名	内部組織の名称		記号
	部名	課等の名称	
海草振興局	略	略	
	健康福祉部	総務健康安全課	海健総
		保健福祉課	海健福
		略	略
略	略		
那賀振興局	略	略	
	健康福祉部	総務健康安全課	那健総
		保健福祉課	那健福
		略	略
略	略		
伊都振興局	略	略	
	健康福祉部	総務健康安全課	伊健総
		保健福祉課	伊健福
		略	略
	略	略	
建設部	略		
	工務課	略	
	農林道課	伊建農	
	国道橋本建設事務所	伊建国道	
有田振興局	略	略	
	健康福祉部	総務健康安全課	有健総
		保健福祉課	有健福
		略	略
略	略		
日高振興局	略	略	
	健康福祉	総務健康安全課	日健総

	部	保健課	日健保
		略	略
	略		
西牟婁振興局	略	略	
	健康福祉部	総務福祉課	西健総
		保健課	西健保
		略	略
	略		
東牟婁振興局	略	略	
	健康福祉部	総務福祉課	東健総
		保健課	東健保
		略	略
	略		

	部	保健福祉課	日健福
		略	略
	略		
西牟婁振興局	略	略	
	健康福祉部	総務健康安全課	西健総
		保健福祉課	西健福
		略	略
	略		
東牟婁振興局	略	略	
	健康福祉部	総務健康安全課	東健総
		保健福祉課	東健福
		略	略
	略		

3 地方機関

(1) 内部組織に記号を付与された地方機関

地方機関名	内部組織の名称	記号
略	略	
岩出保健所	総務福祉課	岩保総
	保健課	岩保保
	略	略
橋本保健所	総務福祉課	橋保総
	保健課	橋保保
	略	略
海南保健所	総務福祉課	海保総
	保健課	海保保
	略	略
湯浅保健所	総務福祉課	湯保総
	保健課	湯保保
	略	略
御坊保健所	総務福祉課	御保総
	保健課	御保保
	略	略
田辺保健所	総務福祉課	田保総
	保健課	田保保
	略	略

3 地方機関

(1) 内部組織に記号を付与された地方機関

地方機関名	内部組織の名称	記号
略	略	
岩出保健所	総務健康安全課	岩保総
	保健福祉課	岩保福
	略	略
橋本保健所	総務健康安全課	橋保総
	保健福祉課	橋保福
	略	略
海南保健所	総務健康安全課	海保総
	保健福祉課	海保福
	略	略
湯浅保健所	総務健康安全課	湯保総
	保健福祉課	湯保福
	略	略
御坊保健所	総務健康安全課	御保総
	保健福祉課	御保福
	略	略
田辺保健所	総務健康安全課	田保総
	保健福祉課	田保福
	略	略

新宮保健所	総務福祉課	新保総
	保健課	新保保
	略	
略	略	

(2) 略

新宮保健所	総務健康安全課	新保総
	保健福祉課	新保福
	略	
略	略	

(2) 略

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式 (第58条関係)

背表紙

完 結 年 (度)
年(度)
保 存 期 間
廃 棄 予 定 年(度)
公 文 書 分 類 番 号
・ ・ ・
文 書 名
分 冊 番 号
冊 の うち 号
課 室 名

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第58条第2項第5号の改正規定及び別記第18号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第7号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令（令和2年和歌山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>注7</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、着工日の14日前の日までは、前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。</p>	<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>注7</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、着工日の14日前の日までは、前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。</p>

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第6項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 第1項、第3項及び第5項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、1万円を単位とする。

略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第6項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 第1項、第3項及び第5項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、1万円を単位とする。

略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以

外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

略

(解除に伴う措置)

- 第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

注8

- 3 第1項の場合において、第35条（第61条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注

外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和2年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

略

(解除に伴う措置)

- 第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

注8

- 3 第1項の場合において、第35条（第61条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注

者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事的物的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事的物的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

注3

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第44条又は第45条の規定により工事的物的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事的物的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（当該場合が、前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号から第15号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事的物的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事的物的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

注3

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第44条又は第45条の規定により工事的物的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事的物的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（当該場合が、前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号から第15号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨

に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
 略
 (賠償金等の徴収)
 第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
 略

に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
 略
 (賠償金等の徴収)
 第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁中一般
 各 かい
 各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程(平成10年和歌山県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第14条関係) 会計局総務事務集中課及び各振興局の集中調達物品の調達に関する所管		別表第2(第14条関係) 会計局総務事務集中課及び各振興局の集中調達物品の調達に関する所管	
区分	所管するかい等	区分	所管するかい等
略	略	略	略
那賀振興局	那賀振興局 紀北県税事務所 仙溪学園 高等看護学院 農業試験場 果樹試験場かき・もも研究所 水産試験場内水面試験地 農作物病虫害防除所 農作物病虫害防除所紀の川駐在 粉河高等学校 那賀高等学校 貴志川高等学校	那賀振興局	那賀振興局 紀北県税事務所 仙溪学園 高等看護学院 農業試験場 果樹試験場かき・もも研究所 水産試験場内水面試験地 農作物病虫害防除所 農作物病虫害防除所紀の川駐在 紀北教育支援事務所那賀分室 粉河高等学校 那賀高等学校 貴志川高等学校
伊都振興局	伊都振興局 農林大学校(林業研修部及び就農支援センターを除く。) 古佐田丘中学校 橋本高等学校 紀北工業高等	伊都振興局	伊都振興局 農林大学校(林業研修部及び就農支援センターを除く。) 紀北教育支援事務所 古佐田丘中学校 橋本高

	学校 伊都中央高等学校 紀北農芸高等学校 学校 笠田高等学校 きのかわ支援学校		等学校 紀北工業高等学校 伊都中央高等学校 等学校 紀北農芸高等学校 笠田高等学校 学校 きのかわ支援学校
有田振興局	有田振興局 紀中県税事務所 果樹試験場 農作物病虫害防除所有田川駐在 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校	有田振興局	有田振興局 紀中県税事務所 果樹試験場 農作物病虫害防除所有田川駐在 海草・有田教育支援事務所 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校
日高振興局	日高振興局 農林大学校就農支援センター 果樹試験場うめ研究所 農業試験場 暖地園芸センター 畜産試験場養鶏研究所 農作物病虫害防除所みなべ駐在 日高 高等学校附属中学校 日高高等学校 紀央館高等学校 みはま支援学校	日高振興局	日高振興局 農林大学校就農支援センター 果樹試験場うめ研究所 農業試験場 暖地園芸センター 畜産試験場養鶏研究所 農作物病虫害防除所みなべ駐在 日高 教育支援事務所 日高高等学校附属中 学校 日高高等学校 紀央館高等学校 みはま支援学校
西牟婁振興局	西牟婁振興局 防災航空センター 紀南 県税事務所 紀南児童相談所 田辺産業 技術専門学院 世界遺産センター 農林 大学校林業研修部 林業試験場 教育セ ンター学びの丘 田辺中学校 南部高等 学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高 等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学 校 紀南図書館 紀南教育事務所	西牟婁振興局	西牟婁振興局 防災航空センター 紀南 県税事務所 紀南児童相談所 田辺産業 技術専門学院 世界遺産センター 農林 大学校林業研修部 林業試験場 西牟婁 教育支援事務所 給与福利課紀南分室 教育センター学びの丘 田辺中学校 南 部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高 等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう 支援学校 紀南図書館
東牟婁振興局	東牟婁振興局 南紀熊野ジオパークセン ター なぎ看護学校 畜産試験場 水産 試験場 土砂災害啓発センター 串本古 座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学 校 みくまの支援学校	東牟婁振興局	東牟婁振興局 南紀熊野ジオパークセン ター なぎ看護学校 畜産試験場 水産 試験場 土砂災害啓発センター 東牟婁 教育支援事務所 串本古座高等学校 新 宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支 援学校

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。